

点である。

これら課題解決のために、次の点の改善・充実を図る必要がある。

(一) 児童生徒の問題行動等への適切な対応

教師の共通理解のもと、一致協力した指導による早期発見、早期対応に努めることができが肝要であるが、教職員の一致協力を阻害する要因として次のような点が考えられるので、自校にその問題があるかどうかを探る必要がある。

ア 非行や問題行動を、「この程度のことなら」と見逃したり、指導に、「くい違い」が出ると、授業が乱れ、規律が無視されて、ますます指導が困難となつてくる。

イ 教師間における不用意な批判や、児童生徒におもねる態度が生徒指導を困難にする場合がある。

ウ 問題が発生しても学級内のこととして隠したりすると、共通理解を阻害する要因となる。これらへの対応としては、すべての教職員が生徒指導の方針、計画を周知して、一貫性、持続性のある指導徹底することが大切である。(非行等問題行動防止については、「教育福島」6月号を参照のこと)。

(二) 学業指導の充実

これまでの学業指導の考え方は、と

(三) 道徳教育、特別活動の充実

もすると、学業不振の傾向を示す一部の児童生徒に対して、学習指導上の遅れを補つてやつたり、誤りを正したりする、いわゆる治療的なものが多かつた。しかし、学業指導は、すべての児童生徒を対象にして、自ら学ぶという積極的で意欲的な学習の態度や豊かな創造性などを育成しようとする開発的な指導に重点を置くものであり、この点において、生徒指導のねらいとまさに合致するものである。学業指導の充実は、そのまま生徒指導の充実に通ずるものである。

また、学校において、教師と児童生徒のふれ合いの場の最も多いのは毎時の授業である。毎日の授業実践の中にこそ生徒指導の機能が働く場であることを認識すべきである。

ア 各教科の「ねらい」の中にこそ、生徒指導の「ねらい」そのものが含まれていることを理解して構成した授業は、次の配慮のなされている授業である。

イ 児童生徒の個性、能力を十分把握し、個に応じて指導の手だてを加え、児童生徒に成就感を与える授業

ウ 一人一人の人格を尊重し、児童生徒を逐一的に扱わない授業

ア 現状の見直しを図る

(四) 児童生徒理解のための教育相談活動の充実

○すべての児童生徒を対象とする体制をつくる。

○児童生徒が、相談教師を選べる体制をつくり、それに対する職員間の認識を深める。

○学級担任だけが行うのだという誤解や過信をなくす。

イ 相談室以外での随所随時での教育相談を重視する。

ウ 相談結果が指導資料として、常に活用できるよう工夫する。

エ 教師自らの資質を高めるための研修の体制づくりをする。

(五) 家庭や地域との連携の強化

児童生徒の問題傾向の多様化、広域化等に対応するためにも一層の連携が望まれる。

そのための態度としては、
ア 学級、学年の壁をはずし、あるいは学校の枠をはずして、近隣の小中高等学校と連携をとるよう努める。
イ P T A 等に対しては、問題が発生してからではなく、いま学校での課題は何なのかを明らかにして協力を依頼するなどの連携を進める。

ウ 児童生徒の健全育成に関係する団体、公民館、子ども会、育成会、警察など関係機関などと絶えず連絡をとり、絶えず情報交換、研究協議等を通して理解を深める。